

教育の公共性

樋山守夫

要旨

本稿は、抽象的で多義的でかつ論争的な概念である教育の公共性概念が、マジックワードとして子どもの学習権等を規制する恐れがあることを踏まえ、その概念を整理した上でその明確化を図ろうとするものである。はじめにおいて教育の公共性概念の抽象的で多義的な面の一端を示し、その整理・明確化の必要性を示す。1において、教育の公共性を公共的空間である学校と把握し、その内容・構造や歴史の変遷を論じる。2においては、教育の公共性を学校の属性（特性）・社会構成原理・規範・公共的価値等と把握し、それぞれについて論じる。3においては、教育の公共性を時代とか自由主義等の思想との文脈との関係で把握し、その相対性を論じる。4においては、日本における教育の公共性概念の意味や日本における展開等を論じる。結びでは、個人主義に立脚する民主的社会においては、現代的な市民的教育の公共性の意義が問われるので、その内容を明示する。その上で、新たに形成されることが期待される市民社会を基盤とした学校の再構築を導く原理としての『教育の公共性』の概念を指摘する。

キーワード：公共性，教育，学習権，学校，公共空間，自由主義，市民社会

はじめに

公共性概念は、抽象的で多義的概念であるが、大まかに①国際社会における国家等の連帯にかかわる価値（平和・国際協調）②国民共同の国家的価値（国益）⁽¹⁾ ③社会構成員の共通の公共的価値・共通の属性，社会的有用性及び必要性・公正さ（共同利用等の可能性が構成員に開かれているという意味での公開性）ないし社会構成原理ないし共同性⁽²⁾ないし共同化・連帯性や社会的相互性等の性格④公共空間及びその秩序を意味したりする⁽³⁾。

空間的観点からは、公共性概念は、個人のパーソナルな私的なコミュニケーションが行われる空間（家庭・私圏・親密圏）に対立する社会的コミュニケーションがなされる「公共空間」（公共圏）

を意味する。国家という公共空間内の学校は、本来公教育を行う、自律性を有する部分的公共空間である。公共空間は、対外的に閉じられたものと開かれたものがあるが、近代的な公共空間は公開性が要請されるから、近代的な学校は、理念的には親・地域社会に開かれた公共空間であるが、現在の日本の学校は、実態としては、いじめ等が行われても、そのいじめ等を隠ぺいする閉鎖的な公共空間である。学校という公共空間は、人格教育・主権者教育等により、個人の私事性に基づく私教育を施す家庭を「社会の公共性」・「国家の公共性」に媒介する公共空間である。

学校における「市民的な教育の公共性」は、「親等の連帯」つまり「下からの連帯性」を意味するが、「権威主義的な教育の公共性」は、文部科学省→教育委員会→教員→子供へと国の統制が

下に下降する、「上からの教育の公共性」を意味する。究極的には親に属する教育権から派生する教師の教育の自由は、子どもの学習ニーズに応えるべきであるが、実際には教師が校則等により子どもを管理し、その自主性を許容しないことがある。この場合、子どもの自主性の確保も教育の公共性の一内容となる。教育の公共性を実体的に把握すると、学校秩序もその内容となるから、その秩序維持のため子どもの自己実現の制約が教育の公共性の名のもとに安易に認められる恐れがある。その制約を回避するには、教育の公共性を関係的にも見ることが有効であり、その観点からは、教育の公共性は「子供たちの学習に関する私的利益の最適調整」とみることでもできる。⁽⁴⁾

この学校ないし教育の公共性は、多様であるが、一応教育の公共性は①学校という公共空間や教育の社会共同性②子どもの学習権及びそれを充足する親・国の教育権と教師の教育の自由、教育の機会均等（学習権保障責任）ないし教育の公開性③学校における共同体（国・社会）の支配的公共的価値の習得④教育の主権者形成機能ないし民主社会形成機能⑤教育の国民統合機能⑥教育の国民経済発展機能⑦教育による子どもの人格形成ないし社会性形成機能⑧教育のエリート・労働者・兵士等の人材育成機能⑨教育の国策遂行機能ないし統治作用⑩教育の政治的・宗教的中立性⑪教育の公益性等を含意する、といえる。⁽⁵⁾ もっとも学校ないし教育の公共性は、時代・国・地域・学校・論者の価値観・視点等により異なる意味を持つ。

1. 公共圏⁽⁶⁾と学校

まず空間的観点からする、私的空間である家庭に対して、①人格形成②仕事力の養成③主権者教育等を担う学校は、公共空間（公共圏）としての公共性がある。このうち実態的概念ないし社会学

的・記述の意味としての学校という公共圏は、子ども・親や教職員等の複数の人間が共同して行動したり、相互に働きかけたりする特定のコミュニケーション構造を持った公共空間である。この学校という公共圏では、子ども・親や教職員等の学習活動や教師の教育活動等の範囲は校外活動や部活動等で拡張したり、休暇・休日等において縮小したりするから、学校という公共圏は、静態的ではなく動態的な空間である。すなわちこの学校という公共空間は、子ども相互間や子どもと教職員等との社会的コミュニケーションが展開される場⁽⁷⁾であり、この学校という「社会的領域ないし社会的空間」(public sphere, public space)は、学校構成員等の社会的コミュニケーションの性質の違いやその社会的コミュニケーションが校内で行われるか校外で行われるかによって、その領域は、拡大することもありうるし、縮小することもありうる⁽⁸⁾ので、学校の機能的領域は明確な境界を持たない。それなのに学校は、子ども・親や教職員等が、精神的・物質的交換の多様な形態によって結びつけられた社会的単位（機能的部分社会）⁽⁹⁾であるといえる。

このような学校は規範的意味を持たない裸の公共空間である。近代より前の封建的な共同体のような公共空間では、部分的公共空間である学校は閉じられた空間である。例えば中世の西洋のカトリック教会系の学校は、信教の自由を認めない、カトリック教徒のみを対象とする閉鎖的な学校であった。日本の江戸時代の藩校は、武士のみを対象としていたし、寺小屋は、経済的実力をつけた商人のための学校であった。一方、近代的な学校は、子ども等の属性や帰属にかかわらず広く国民に開かれた公共空間である。かかる学校は、子どもが、家庭という私的領域から大なり小なり自由にアクセスできる社会的領域であり、そこにおいて親以外の他の学校構成員と向き合いながら、学習活動等の社会的行為を行う領域である。⁽¹⁰⁾

これに対して「規範的公共圏としての学校」は、理念型の学校であり、いじめ等が行われている「実態的公共圏としての学校」を評価ないし批判する基準である。この理念的な学校では、自律的な子ども的人格発達権ないし学習権を充足する教育がなされる。このように学校は、「事実」としての学校と「規範」としての学校に区別しうる。

2. 学校の属性（特性）・学校の構成原理・学校の規範・学校の公共的価値・学校の正当化原理等としての公共性

普通教育を行う学校は、規範的に教育の機会均等が要請され、すべての子どもに対しても開かれた公共圏である。また学校教育の基本原則を教育の公共性とみることができる。たとえば戦前の日本において、教育は神権的天皇を頂点とする家父長制的共同体社会を形成するための国策的教育であり、その点に教育の公共性を認めることができる。⁽¹¹⁾ 戦後の学校という公共空間においては、最高法規である日本国憲法の三大原理である①民主権原理や②人権保障および③平和主義を反映する主権者教育・人権教育・平和教育が教育の公共性を有する。

教育の公共性は、学校の支配的原理でもある。戦前の国家との関係において、教育は、全体主義的であり、家族主義的日本国家の戸主である天皇に従属的で従順な役割を担う、同質の国民を育成しようとするものであった。⁽¹²⁾ 戦後の日本国憲法は他者の利益を配慮する個人主義（13条）に立脚し、個人の価値観の多元性を前提にし、その価値観の独自性を尊重するものである。教育の公共性は、異なった価値観を持つ個人が共有しうる公共的価値、規範、または制度を指し示す言葉となる。しかし一方、教育の公共性は、子ども・親の個別的利益を集約した集合的利益性をも意味する。しかしこの集合的利益の同一性を強調する

と、学校内の障害者等の少数派の利益の集約である少数者の利益尊重という公共的価値が見捨てられる危険性がある。したがってこれらの者に対する配慮は必要であるが、その人たちの中には健常者等とほぼ同様に扱うべき者も存在するから、彼らを弱者として画一的に保護の客体・対象と見るのは、個人の尊厳の観点から妥当でなく、それぞれニーズに応じた異なる生活の配慮を求める主体として学校という公共圏に登場するものとして見るべきである。この点を考慮して文部科学省の上からの権威的な教育の公共性に対しては、能動的な子ども・親の学校参加と教師等との協働による下からの教育の公共性を対峙させる必要がある。

一方、国家的公教育の公共性を規範的・制度的観点からみると、教育の公共性は、人権と統治機構を構成要素とする近代的・現代的な憲法の下では、その公共性は、相異なる子ども・親の教育意思ないしニーズは、民主的過程を経て統合されるともいえる。教育の公共性は、その政治的側面において、政治的に対等な親の政治参加を前提にしたうえで、教育についての親の異なる教育意思を民主的に統合化していく過程をも指す。⁽¹³⁾ 個人主義に立脚する多元主義的民主主義論は、対立競争する多様な親の教育意思が表出され、討議によりその相互調整が図られるとみる。かかる民主制の政治プロセスは、理念的には多様な教育に関する自己利益等の実現を図る公正な機会を親に保障し少数意見を尊重したうえで政策決定する過程であるので、教育の公共性を有する。したがって民主的手続により制定された教育法は、教育の公共性を有すると一応いえる。

しかし、民主的過程に基づく教育に関する立法等の政策決定には、政党国家の下では与党的党派性があり、その内容の公正さは必ずしも担保されない。⁽¹⁴⁾ すなわちこの民主手続的な多元主義の実態は、経済団体等の圧力集团的多元主義であり、そのプロセスは、公共性を担保せず、強固な圧力

団体（大企業等）が政党・議員・政府等に働きかけ、その特殊利益を実現する手続（過程）でもある。そこで公正な公共性を回復すべく、そのプロセスを自由で対等な主体（未組織大衆や組織力の乏しい少数者をも含む）間の理性的討議（熟議）により理性的合意を目指すことが要請される。この公平な熟議により政策判断の妥当性を高め、かつその暫定的な妥当性を事後的に検証し修正していく政治的答責性を教育の公共性の原理的基礎と規範的に捉える必要があろう。⁽¹⁵⁾

しかし「マクロな公共圏（代表の空間）におけるレトリックの作用」等を考慮すると、「討議／熟議（deliberation）という手続的公共性だけでは教育に関する意思決定を正統化するに不十分である。⁽¹⁶⁾ そのうえ利害対立の深刻化により、討議の前に結論が決まっておき、理性的な熟議により教育に関する政治的決定をなすのは、實際上困難であるし、さらに熟議民主主義が教育の機会均等・教育の自由等の教育の公共性の実体的価値を確保しない場合がある。単に熟議がなされればよいのではなく、熟議により教育についての妥当な政策決定がなされる必要がある。そのためには民主的プロセスから独立した教育の機会均等や教育の公平性等の価値原理等の実体的価値原理を保障する違憲審査制等がその民主的プロセスを統制する必要がある。この司法的統制により子ども・親の利益ではなく国家・企業の利益となる教育が排除される必要がある。⁽¹⁷⁾

この民主的プロセスを経て制定された教育法は、教育行政により具体化される。その具体化された国家による管理統制的教育は一方的・下降的命令・指示型であり、国家的公共性を有するが、親・子どものニーズに応じる教育は、双方向的・上昇的・協働的であり、市民的公共性を有する。

3. 教育の公共性の相対性

市民革命により王政が打倒され、市民の私的領域が国家権力の介入から保護されるようになり、公私の区別が観念されるようになった。教育に関する公私は、領域（学校と家庭）・主体（国と親）・プロセス（公教育のプロセスと私教育のプロセス）に分けて理解された。この段階において、「国」の「国家性」と「家庭」の「私事性」が明確になり、個人の人権を保障するため国家権力の家庭への介入が制限された。親は家庭において国の介入を受けずに、子どものニーズを考慮して自己の価値観に基づいて私教育を施すことが出来る。この場合、家庭の経済状況により教育格差が生じ、貧しい家庭では子どものニーズに応じた教育をすることは出来ない。そこで貧しい家庭の子どもでも教育が受けられる公教育が要請される。

リベラリズム、特に新自由主義は個人意識の多様性を重視するから、国家的見地からの価値教育により、多様な子どもの学習権や親の教育権に介入することを認めない。新自由主義的教育理念からすると、グローバル化する経済に適合的な教育を目指し、教育の規制緩和と各子どもの差異を尊重する個性主義を標榜して、国家の統制により硬直化した公教育の「市場化」と親・子どもの「学校選択の自由」等を重視する「教育の自由化」を推進すべきことになる。ここにいう市場化とは、一般の財・サービスに対する需給を調整するようにする市場化ではなく、現金取引がなくかつ行政介入の強い「擬似市場」において「擬似自立学校」の「教育サービス」に対する「顧客」である「親・子どもの教育要求」（需要）に対して「企業の経営方式を導入した学校」の特色ある教育サービスの供給を市場原理の作動によって自動調整して「学校の教育効率」を向上させようとするものである。新自由主義的教育観は、経済における

「消費者主権」を教育にも適用して、多様な消費者である個々の親・子どもの声を最大限に教育の場に反映させて学校に多様で質の高い教育サービスを提供させようとするものである。また「能力主義」と「多文化主義」・「人間や集団のアイデンティティの複合性」を組み合わせることで、個人・集団の差異を積極的に肯定する。この観点からすると、非人間的で福祉国家的・官僚的教育サービスの提供が批判され、消費者である子ども・親の権利（選択の自由）を尊重すべきことになる。市場原理の下では、擬似市場において親・子どもは、学校が提供する教育サービスを購入する顧客であり、自己のニーズにそって学校からの教育サービスを選択して積極的に学校に「参加」する（学校選択の自由）。その好ましい選択のためには学校の多様化・学区の弾力化や各子ども・教員を競争させ、そのパフォーマンスに対する内外の評価システムによる客観的で中立的な評価（成績評価基準を標準化する学力テスト・教師のパフォーマンス評価、学校評価等）による格付けが、消費者である親・子どもの学校選択の情報として有用である。⁽¹⁸⁾

この立場は、子ども・親の教育ニーズに沿った学校の自律的経営を要請するから、その自律的経営により、子どもを多く集めることに成功した学校に資金を集中的に投入し、グローバル経済の下で国際競争に勝ち残る戦略的人材を養成する「エリート教育」を推進すべきとする。他面、経営に失敗した学校は、教育市場から退出することになる。このように各学校は自己の提供する教育サービスを選択してもらうため、相互に競争してそのサービスの質を高めようとする。その競争の結果、親・子どものニーズに合致した良質の教育サービスを供給する学校が生き残り、そうでない学校は競争に敗れ、廃校になる。こうして「教育効率」に配慮した質の高い「新しい教育の公共性」が「疑似市場システム」により「結果的」に形成

される。⁽¹⁹⁾

これに対して「主体的な教育の公共性論」は、社会性のない子供を学校教育により社会・国家の共通の利益を配慮し実現する社会的責任を引き受け遂行しうる主体である「公民」を育成することによって教育の公共性を実現しようとする。⁽²⁰⁾ 純粹に私益を追求する子どもは、公共性を有しないから、公教育により「政治的および法的存在として、自立、主体性、遵法精神、権利意識、連帯意識、責任、義務、参加、自治などの『市民的特性』(civic virtues)」を有する公民（公的人間）⁽²¹⁾を形成する必要がある。フランスの共和主義思想によると、公教育の理念は、「あるべき社会秩序及び市民」を国家が教育を通じて創出するという点にある。フランス革命はアンシャンレジームの政治制度を破壊して、それを民主化すると同時にカトリック教会等の中間団体から個人を解放した。このため従来の社会的紐帯が破壊された以上、それに代わる「社会の統合原理」として「単一不可分で非宗教的な共和国という価値秩序」を必要とした。この共和国の市民を育成する学校教育、特に公営の義務教育は、このような秩序を生産する主要な場であった。したがって国家は学校を通じて子どもに対して共和国的価値教育を行い、フランス的公民を形成する。⁽²²⁾

社会を個人の利益追求のための道具ではなく、特定の歴史的共同体と見る「共同体論」は、共同体との相互作用の中で自己実現が遂行され则认为、子どもの将来における共同体の中での自己実現を可能にするため、学校における共同体の支配的価値観の習得が必要だと主張する。特定の政治的共同体の歴史・伝統に埋め込まれた善き生の特殊構想を子どものアイデンティティの基盤として保持発展させる共通善の教育によって、子どもに公共的主体性を身に着けさせようとする。これに対してこの共同体を共通善が支配的価値である共同体ではなく、民主的な社会と規定し、そして良

き生のあり方でなく、その民主的な社会構造を支える基本原理としての民主制・基本的人権の尊重やリベラルな信条を、教育を通じて次世代に伝達しようとするのが、「民主的教育論」である。

この民主制維持と異なる脈絡で学校が国家・社会の維持発展にとって有益だとされる立場として、社会で共有されている価値観を次世代に伝達し、社会の結束を図ろうとする視点から「教育の統合的機能を重視する立場」がある。この立場は、共同体の価値観なるものを想定する点で共同体主義モデルと重なり合うが、子どもの利益を持ち出さず、むしろ「価値共同体としての共同体の自己防衛」を強調すると、教育は価値共同体としての国家・社会の維持を目的とするものとなる。この統合機能は、各子どもの学習権等に対する公共的制約として機能する。統合機能を重視する立場でも、子どもが統合される価値共同体なるものを想定しないで、階層差を超えてすべての子どもたちが学校という共通の体験を経て社会に参加し統合される点に教育の公共性を見出す立場がある。

さらに教育を「国民経済の発展のための手段」と考える立場がある。日本の場合、産学協同に批判的な論者は、子どもの利益より企業の利益が重視されるのは問題だとする。しかし実社会と遊離したアカデミックすぎる教育は、社会において役立たない面がある。社会の経済的発展の一翼を教育は担うべきであるから、国民経済の発展のための手段として教育を利用するのは、有意義である。もっとも子どもの人格形成のための教育を軽視すべきではない。

最後に「教育の統制的公共性」として「国家それ自体の生き残りを目的にする立場」がある。この立場では、教育を国民動員による国策遂行のステップと位置付ける。ソビエト型社会主義国家やその変種である毛沢東主義国家、戦前の神勅的天皇制国家、及び北朝鮮のような独裁国家等においては、その国の政治目標の実現のため、思想良心

の自由を侵害する思想教育がなされた。⁽²³⁾

一方、「公民的共和主義」の場合、教育により公共の事柄の討議・決定・実行過程に自発的に参与する資質・能力たる「公民的徳性」を子どもに培養させる点に、教育の公共性を見出す。

特定の共同体の支配的価値を子どもに身に着けさせる教育の場合、その教育は親・子どもの価値決定と衝突することがある。その際、子どもの自己実現にかかわる事項については、最大限、親・子どもの価値決定を優先させるべきである。⁽²⁴⁾ もっとも特定の共同体の支配的価値の中で、「普遍性の高い民主制や人権・制度的保障」等の価値の場合、その価値を子ども・親の特殊価値に優先させるべきである。例えば公立学校においては、政教分離の観点から、子ども・親の特殊宗教的価値が抑制されることがある。

また教育の社会統合機能ないし国家統合機能の観点からは、愛国心教育や郷土愛教育が要請される。一方、自由・民主的な日本国憲法の下においては、人権主体としての国民が非人格的な日本国に対する愛国心を自発的に受容することが要請されるから、自由・民主的でない国家政策の手段として利用される伝統的・統合的愛国心を学校教育で子どもに他律的に教え込むのは、党派性を有する国家の価値観の受容を子どもに強いるものであり認められない。

一方、郷土愛教育は、子どもが自分の住んでいる地域に対して一定の理解と帰属意識を持ち、子ども間にその地域の共同体意識が生まれることを目指す。この場合に、郷土愛の重要性を説くのは問題ないが、郷土愛を強制的に教えこむことは、子どもの内心への介入であり、思想良心の自由の侵害となる。子どもが自主的に習得した郷土愛という共同体意識は、各子どもの私的利益追求の意思の単なる集合体ではなく、郷土という地域に対する連帯感であるが、この部分社会に対する連帯感、各地域相互の利害対立があるから、全体社

会である国全体に対する連帯感である愛国心とはならない。したがって私益や社会的利益を超える国全体の国家的利益のために自己犠牲もいとわない愛国心を持たせるためには、私益・社会的利益を超えた国家的利益に奉仕する公共心を身につけさせる愛国心教育が必要ともいえる。

とはいえ戦前のように国が上から強制的に愛国心等の公共心を公教育により国民に押し付けるのは、子どもの思想・良心の自由を侵害する。子どもが自主的に愛国心等の公共心を身につけるためには、まず市民社会における学校活動等を通して他人の利益を尊重する公共心を身につけ、次により広い自治体の利益に関連する公的活動に参加し、更により広い国全体に関する公的活動に参加し、その参加のプロセスのなかで利害対立を調整して国全体の利益を国民が相互に共有する連帯感が形成される必要がある。

4. 日本における教育の公共性

従来は、教育の公共性という言葉は、「国家的な教育の公共性」（古い教育の公共性）を意味してきた。「古い教育の公共性」は国家にとって有為な人材を教育により生み出す点にあった。近代化が遅れた日本においては、徳川家を中心としながらも諸藩が分立する分権的徳川幕藩体制下の日本を欧米列強に対抗できる中央集権的な国民国家に構築することが日本の植民地化ないし準植民地化阻止のために早急に必要であった。しかしいまだに藩意識を残存する国民に国民国家の精神的要素である愛国心が自発的に形成されることは、期待できなかった。そこで中央集権的国民国家形成のため国家権力によって急速に上から、家族国家的愛国心つまり日本という大家族の戸主であるとともに現人神である天皇への忠誠心の喚起・養成が教育勅語に基づく国家的イデオロギー教育によって強制的に創出された。この日本独特の偏狭な

愛国心は国民を侵略戦争に動員する精神的契機であった。⁽²⁵⁾

これに対し戦後の立憲民主的な憲法の下において、国民的視点に立った「教育の公共性の基準ないし指標」は、①人権特に幸福追求権、学習権、教育権、教育の自由、平等特に教育の機会均等②父母・住民による学校の民主的コントロール（参加）である。⁽²⁶⁾ この視点に立った教育の公共性については「実体的公共性」と「手続的公共性」とに二分し、例えば、子どもの学習権等の人権保障は「実体（内容）的・価値的公共性」であり、自由民主的学校運営（学校の民主的運営・教育の地方分権、学校活動の情報公開、親等の学校参加、学校の教師の職権の独立など）は「手続的・制度的公共性」と見うる。⁽²⁷⁾

教育内容決定権については、教育の公共性を前提にして、その公共性の担い手が国家であるか国民（親）であるかが争われた。国家教育権論は、その担い手を国家として、教育内容にかかわる公共的なものを民主的な政治過程を通じて個々の国民の異なる教育意思を統合して、国民全体の教育意思を形成するとする。これに対して国民教育権論は、私事の組織化の原理⁽²⁸⁾に忠実に従って、子どもの学習権から出発して、その学習権を充足する親の教育権（義務を含む特殊な権利）を導く。そして私教育においては親が教育内容を決定するが、教育内容の専門化ないし高度化により親が十分に子供の学習ニーズに答えられないため、親は教育内容決定権を専門家である塾の教師や家庭教師に信託する。公教育においても同じ論理で間接に教師集団に教育内容決定権を信託するとする。この私教育との連続線上に公教育を位置づけ、公教育を私的な親権者集団から信託された、学校という組織化された教師集団の教育とみる。この教育集団は立法府（国会）が設定した集団教育という教育手法や学校・学年という教育単位の下で教育内容を決定する。⁽²⁹⁾ そして専門家である教師は子

どもの学習権を担保すべき親の教育権を信託に基づき代理行使して真理教育を行う。しかし教師の行う真理教育は子どもや親の具体的ニーズにこたえる多様な教育ではなく、一般的に子どもの発展に必要な同一内容の教育である。したがって国民教育権説が想定する教師が子供や親のニーズを忠実に実現するという想定は成り立たない。⁽³⁰⁾

実際は、現代社会における価値の多様化の進展により子供のニーズが多様化し、その結果その学習権の内容も多様化し、それを担保する親の教育権も多様化する。この親・子どもの教育上のニーズが教師によって直線的には実現されない。日本の学校では、文部科学省が教育委員会→校長→教師のルートを通して学校を統制している。この統制により教師が多様なニーズを持つ子どもをそのニーズを尊重しないで画一的に統制して、子どもの多様な自己決定権・学習権を大幅に制約して、子どもを些細な面まで管理して学校秩序を維持しようとする傾向があった。また子どもの欲求・価値観や能力等の差異を尊重しないで、一斉授業等の方法で知識重視の詰込み的な画一的教育がおこなわれていた。このような学校における「集団主義的統制」は、子どもの多様な「個性」を尊重しないものである。したがって親の私教育の集合化・組織化が公教育であったとしても、実際上は、日本の公教育は、全国的な一定の教育内容・水準・方法を上からトップダウン式に維持する国家的教育の公共性の性格が強い。

この国家的教育の公共性を「下からの市民的教育の公共性」に変えるためには、親や子どもの教育意思が学校運営に反映される必要がある。そのためには、子どもを単なる教育客体とみるのではなく、学習権・自己決定権の主体として大人ほど頼りになる者ではないが、できる限りその自律的な教育主体とみるべきである。ただ、その未熟性のため適切な学習をしなかったり、学習から逃避して、遊びに集中したりすることがあるから、パ

ターナリズムの観点から親のサポートは要請される。もっとも子どもに対する過保護の傾向がある日本においては、親のサポートが子どもの自主的な学習権の行使を阻害する恐れがあるから、親は、子どもの自主性を十分尊重して教育権を行使すべきである。また教師が子どもの自主性を尊重し過ぎて、子どもを放任すると、未熟な子どもによる学級崩壊やいじめ、不登校等が生じ、自律的市民育成をも担う公共圏としての学校の秩序が侵害されるから、教員は「ソフトなパターンリズム」に基づき子どもに対する適度の統制により子どもの健全な育成にふさわしい学校環境の維持等を図るべきである。

一方、「現代日本において必要とされている教育内容」・「全国的な教育水準の維持」・「教育の機会均等」などの観点から、各親の異なる教育意思が統合された全体的な国の教育意思が、国の学校運営への関与により実現されることも要請される。その国の意思は、党派的利益ではなく、少数者の利益をも考慮した民主的に形成された全国民の教育意思である必要がある。そうすると国家が党派的に中立的立場から、個々の親の異なる教育意思を民主的に統合して教育内容の大枠を決定し、その枠内で教育専門家である教員が学校において子どもの教育ニーズに応じて教育を行い、子どもの学習権を担保する必要がある。

この場合、政党が事実上政策を決定する政党国家の下では、国の教育内容とその具体化である教育行政に与党の党派的利益が反映される恐れがある。そのような党派的利益に基づく国策的な教育は、個人主義（憲法13条）に立脚する日本国憲法の下においては、許容されない。一方、戦前の教育は教育勅語により国=天皇（公）に奉仕する滅私奉公的態度の国民を養成した。反動として、戦後、相手の利益を尊重したうえで自己の利益を主張する個人主義ではなく、相手の利益を犠牲にする自己中心主義や社会公共の問題に関心を持たな

い私生活中心主義が野放図に進展した。これは個人主義に立脚する民主社会の維持にとって好ましくない事態である。そこでこのように公益が無視されていることに危惧して市民の公民としての特性を積極的に涵養する、ナショナリズム的公共性を有する国民共同体の重要性を指摘する思潮が生まれた。⁽³¹⁾ この思潮によると国家が公民養成のため、教育により子どもに公民的素養を身に着けさせる必要が生じる。この場合教育に対する国家的介入により子どもの思想・良心の自由を組織的に侵害することがあるので、学校及び子どもの自律性を侵害しないように、「市民的教育の公共性」と「国家的教育の公共性」等の緊張関係を自覚した上で⁽³²⁾市民の公民性回復のため市民の人権を侵害しない形で国家が抑制的にシティズンシップ教育を行うべきである。

戦前と異なり、自由権のみならず生存権等の社会権をも保障する日本国憲法の下では、自由を重視する「個人の自立や市民的自治」を前提とした、リベラルな「下からの市民的教育の公共性」だけでなく、実質的な教育の機会均等をも追求する「市民的生存権的教育の公共性」が要請される。市民的教育の公共性は、国家権力の教育への介入の禁止を要請するにすぎないから、家庭の経済状況により教育格差が生じ、貧しい家庭では子どものニーズに応じた教育をすることを可能とする教育環境への国家の配慮を要請する。そこで貧しい家庭の子どもでも教育が受けられる無償の義務教育をも要素とする公教育が要請される。この「市民的生存権的教育の公共性」は、子どもの学習権（学習の自由及び教育諸条件整備請求権）に仕える「文部科学省による教育行政の公共性」を要請したうえで、何らかの「規範的価値」（親の学校参加・教職員の学校運営まで包みこんだ民主主義的学校運営）を自らのうちに含む必要がある。また「学校の民主的運営」のみならず校長をリーダーとする「学校経営の効率性」も、単純な

「経済的効率性」ではなく、「憲法を基準とする学校運営の公共性」を実現するための「教育の効率性」が求められる。

この教育の公共性の担い手は、究極的には親であるが、教育の専門化を踏まえると、実際教育の公共性を形成するのは、子どものニーズに応じた教育を行う教師集団と子どもとの協働である。そして教師集団と子どもの学校における相互作用は、教育行政が設定した大枠内でなされるから、教育の公共性の実現のためには、「親・子ども」と教師集団と「教育行政」との「協働」が必要であり、学校の自律性を前提としたうえでの「適切な役割分担」により「教育の公共性」が実現されると解すべきである。

「教育の公共性」は文部科学省の教育行政によるソフトなコントロールを一応認めつつ、独立した教育委員会の教育行政、教職員の民主的・自立的学校運営、PTAの活動等により、「コラボレーション的」に形成されるべきである。この新しい教育の公共性の判定基準として、①学校教育の社会的有用性もしくは社会的必要性②古い管理主義的な学校運営でなく、教職員と親・子どもとの協働に基づく学校③親・地域への学校活動の公開性④子どもの学習権尊重⑤普遍的憲法価値⑥国際社会で形成されつつある普遍的な「文化横断的諸価値」（持続可能性・寛容・共生・平和等）を理念とする教育等を挙げうる。⁽³³⁾

確かに、これらの基準によって教育の公共性を判定しうるが、これらの基準のうち中核的な基準は、教育の第一次的受益者は、国でも親でもなく子どもであるから、「子どもの学習権」である。多様な子どもの学習権が尊重されるべきであるが、学校教育は集団教育であるから、その学習権は異なる子どもたちのニーズの統合の必要性から一定の制約を受ける。この学校教育には子どもや親が自主的に積極的に参加することが要請されるが、日本の場合、子どもや親等の自主的・積極的

な学校参加度が弱い。

教育の公共性が形成されるのは、主として公立・私立の公教育の場であるが、教育の機能に着目すると、私教育も教育の公共性を形成しうる。例えば公教育を担う公立・私立学校において、文部科学省の検定を受けた教科書を使用した集団的な授業がなされるから、異なる教育ニーズを有する子どもに対してそのニーズに応じた公教育が十分に成されていないから、塾が公立学校等の公教育を進学教育又は補習教育等により補完している。したがって塾は、本来は教育の高度化ないし専門化に対応する家庭の私教育の延長であるが、機能的には公教育を補完する教育機能を有する。

5. 結び

教育の公共性の概念は、文脈等により極めて多義的であり、また論者の価値観・視点によっても教育の公共性の意味や強調点は異なるが、様々な個人的な価値観を持つ子どもが共生する学校では、教育の公共性一般ではなく、現代市民的な教育の公共性の意義が問われる。

個人主義に立脚する民主的社会においては、学校という公共空間の公開性・多元性が重視され、教育の公共性は、異なる価値観を持つ個人的な子どもが、共生するためには各意見は異なるが「ともに」コミットしうる「学校の公共的価値、校則、学校の民主的運営や学校的意思決定を正統化していく過程」等を意味する。⁽³⁴⁾そして教育の公共性は、子ども・親と教師との社会的相互行為により形成される動態的な学校空間やその学校の構成・運営原理等である。全体としての国という公共空間内では支配的な公共空間とその社会構成原理等が優位を保つから、国に劣位する、自律的な学校という公共空間等は、その支配的な公共空間と対抗しつつ協働する。しかし支配的な公共空間である国の規範等が自律的な公共空間である学校

を差別・圧迫する場合には、周辺の公共空間である学校は、平和的に国と抗争することになる。学校という公共空間の自律的運営には、教育専門家である教師集団の職権の独立や親等の積極的な学校運営等に対する参加等が必要である。

現代の日本社会においても、不十分であるが親・子どもにニーズに応じた市民的学校が形成されることが期待されるが、現代日本において学校の抱える社会問題（いじめ等）が解決されていない。これらの社会問題を解決するために、児童・教員が学校において自主的・実践的に活動することが期待される。学校における教育の公共性は、国が構築した教育制度の下で子どもと教師が各自の学校生活をとおして〈私〉のうちに蓄えたものを、一定のルールに基づく他者との相互作用関係において表出することにより形成される。教育の公共性の類型として、①市民的教育の公共性、②国家的教育の公共性（国会における論戦を経た上で最終的には多数決によって制定された教育法の下で文部科学省という官僚機構をとおして遂行される教育プロセス全体）がある。ここにいう「市民的教育の公共性」は、子ども・親と教職員のつくる多様なアソシエーション个体群の活動から形成され、公教育を担う公立・私立学校の基本的構成要素をなす。そして「個人の人権と生命の尊重を基盤とする自由で平等主義的な市民的教育の公共性」は、「市民革命や市民運動等」により「公権力と結びついた国家的教育の公共性」から転換したものである。日本において非営利的、かつ非政府的な教職員組合やPTA等の活動は見られるが、それは効率的に活動しているとは言えない。したがってそれが形成する市民的教育の公共性は、微力である。しかし子どもの学習権を充足する親・教師・教育委員会・文部科学省の横断的な協働により教育の公共性が形成されることが期待される。

〔注〕

(1) 資本主義国家における階級的支配の観点からすると、少数の支配階級の部分的利益である私益がイデオロギー的に公益（国家的公共性）として実現される（成嶋隆「教育の公共性－憲法学の観点から」『教育の公共性と教育への権利』日本教育法学会年報第22号1993, 53頁, 室井力「序説・国家の公共性とその法的基準」室井他編『現代国家の公共性分析』日本評論社, 1990年, 14頁）参照。

(2) 宮寺晃夫は、第三者の目で自分を振り返るときに「公的」な行為がなされるという観点からすると、凝集性と協調性に力点を置く「共同性」は、それよりも誰に対してもという開放性と普遍性に力点がある、規範的原理である「公共性」と同じ意味にならない、とする（宮寺晃夫「教育の正義論 平等・公共性・統合」勁草書房, 2014年94-95頁）。

(3) 小林直樹「現代公共性の考察」公法研究51号, 34-35頁, 山脇直司「公共哲学とは何か」(筑摩書房, 2004年) 19頁, 藤井達夫「第3章 近代デモクラシーと変容する公共性」齋藤純一編『公共性の政治理論』(ナカニシヤ出版, 2010年) 49・58頁, 齋藤純一「公共性」(岩波書店, 2000年) はじめに, 市川正午「教育の私事化と公教育の解体－義務教育と私学教育」(教育開発研究所, 2006年) 33頁, 須田晃一「第5章 市場が生み出す公共性」前掲・齋藤純一編『公共性の政治理論』82頁参照。

(4) 井上達夫「発題4 他者に開かれた公共性」佐々木毅・金泰晶編著『公共哲学3 日本における公私』(東京大学出版会, 2002年) 147頁参照。

(5) 前掲・成嶋54頁, 西原博史「教育基本法改正と教育の公共性」『教育における公共性の再構築』日本教育法学会年報第34号(有斐閣, 2005年) 24-33頁, 前掲・宮寺94-95頁参照。

(6) Lucian Holscher, 1984, Öffentlichkeit, in: Joachim Ritter/Karlfried Grunder/Gottfried Gabriel(Hr)g., Historische Wörterbuch der Philosophie, Band 6, Basel: Schwabe Verlag, S. 1134-1141, ルキアン・ヘルシャー(徳安彰編訳)「公共性」(法政大学社会学部科研費プロジェクト「公共圏と規範理論」, 2008年) 7頁Bernhard Peters, 1994: Der Sinn von Öffentlichkeit, in: Friedhelm Neidhardt(Hg.), Öffentlichkeit, öffentliche Meinung, soziale Bewegungen, Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Sonderheft 34, Opladen: Westdeutscher Verlag, S. 191-213. ベルハルト・ペータース(徳安彰編訳)「公共性の意味」(法政大学社会学部科研費プロジェクト「公共圏と規範理論」, 2008年) 11頁Jurgen Habermas, Die neue Unübersichtlichkeit: Kleine politische Schriften V, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1985, . ハーバーマス(河上倫逸監訳)「新たなる不透明性」(松籟社, 1995年) Jürgen Habermas, Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Mit einem Vorwort zur Neuauflage 1990,

Frankfurt am Main 1990. ハーバーマス(細谷貞雄・山田政行訳)「公共性の構造転換－市民社会の一カテゴリーについての探究」[第2版](未来社, 1994年), Jürgen Habermas, Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1992, ハーバーマス(河上倫逸・耳野健二訳)「事実性と妥当性: 法と民主的法治国家の討議理論に関する研究」[上・下](未来社, 2002年), Jürgen Habermas, Ach, Europa: Kleine Politische Schriften XI, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 2008, . ハーバーマス(三島憲一ほか訳)「ああ, ヨーロッパ」(岩波書店, 2010年) Jürgen Habermas und Niklas Luhmann, Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie: Was leistet die Systemforschung? Frankfurt am Main, 1971, ハーバーマス・ルーマン共著(佐藤嘉一ほか訳)「批判理論と社会システムの理論－ハーバーマス＝ルーマン論争」(木鐸社, 1987年), Craig Caloun, ed., Habermas and Public Sphere, MIT Press. キャロウン(山本啓・新田滋訳)「ハーバマスと公共圏」(未来社, 1999年), Lucian Holscher, 1984, Öffentlichkeit, in: Joachim Ritter/Karlfried Grunder/Gottfried Gabriel(Hr)g., Historische Wörterbuch der Philosophie, Band 6, Basel: Schwabe Verlag, S. 1134-1141, ルキアン・ヘルシャー(徳安彰編訳)「公共性」, Bernhard Peters, 1994: Der Sinn von Öffentlichkeit, in: Friedhelm Neidhardt(Hg.), Öffentlichkeit, öffentliche Meinung, soziale Bewegungen, Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Sonderheft 34, Opladen: Westdeutscher Verlag, S. 191-213. ベルハルト・ペータース(徳安彰編訳)「公共性の意味」(法政大学社会学部科研費プロジェクト「公共圏と規範理論」, 2008年), マーティン・ジェイ編(竹内真澄監訳／赤井正二・池田成一・豊泉周治・永井務訳)「ハーバマスとアメリカフランクフルト学派」(青木書店, 1997年), ジェームズ・ゴードン・フィンリースン著(村岡晋一訳)「ハーバマス」(岩波書店, 2007年), 森英樹「憲法学と公共性論」室井力・副家俊郎・原野あきら・浜川清編『現代国家の公共性分析』(日本評論社, 1990年) 310頁以下, 同「憲法における公共性」法律時報63巻11号(1991年) 12頁以下, 同「憲法と公共・公共性・公共圏－序論的考察」森英樹編『市民的公共圏形成の可能性 比較憲法的研究をふまえて』(日本評論社, 2003年) 3頁以下, 小沢隆一「民主主義と公共圏」同著38頁以下, 中里見博「公共圏・親密圏・ジェンダー」同著82頁以下, 右崎正博「現代メディアと市民的公共圏」同著468頁以下, 本秀紀「現代資本主義国家と『市民的公共圏』－ハーバーマス理論の再検討」同著103頁以下, 同「政治的公共圏の憲法理論」(日本評論社, 2012年), 毛利透「自由な世論形成と民主主義－公共圏における理性」憲法問題15号(2004年) 17頁以下, 石川健治「公共性」AERA MooK『憲法がわかる。』(朝日新聞社, 2000年), 愛敬浩二「立憲主義における市民と公共

圏」憲法問題14号(2003年)92頁以下、鳥居喜代和「統合と分権のなかの公共性—個人・集団・多元的社会的のための一つの試み—」憲法理論研究会編『国際化のなかの分権と統合』(敬文堂, 1998年)19-21頁・25頁、鈴木宗徳「公共性と熟議民主主義を分離・再接続する—『ミニ・パブリック』の可能性、加藤徹郎「メディア・公共圏・オーディエンス〜マス・コミュニケーション効果論からみた“大衆的公共圏”の検討〜」、阿部潔「公共圏とコミュニケーション」(ミネルヴァ書房, 1988年)、齋藤純一「公共性」(岩波書店, 2000年)、同「政治と複数性—民主的な公共性に向けて—」『岩波書店, 2008年』、齋藤純一編著「公共性をめぐる政治思想」(おうふう, 2010年)、齋藤純一編「公共性の政治理論」(ナカニシヤ出版, 2010年)、齋藤純一「政治的公共性の再生をめぐって」藤原保信ほか編『ハーバマスと現代』(新評論, 1987年)266頁以下、ジェームズ・ゴードン・フィンリース著(村岡晋一訳)「ハーバマス」75-89頁参照。齋藤純一「感情と規範的期待—もう一つの公私区分の脱構築」井上達夫編『社会／公共性の哲学』、同「政治的空間における理由と情念」『思想』第1033号、同「公共的空間における政治的意思形成」齋藤純一編『公共性の政治理論』101-102頁、花田達郎「メディアと公共圏のポリティクス」(東京大学出版会, 1999年)、井上達夫編「公共性の法哲学」(ナカニシヤ出版, 2006年)、江口厚仁「暴力・リスク・公共圏—国家の暴力／社会の暴力と折り合うための技法—」、小林正弥「新公共主義の基本的展望—戦後日本政治理論の観点から—」、長谷川晃「多元的自我とリベラルな法共同体」、曾根泰教「情報社会と公共性」、藪野祐三「ローカル・イニシアティブと公共性」、稲垣久和「コメント1 公と私と『超越』」、今田高俊「コメント2 『活私開公』のグローカル社会に向けて」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学10 21世紀公共哲学の地平』(東京大学出版会, 2002年)参照。

(7) 前掲・ルキアン・ヘルシャー著(徳安彰編訳)「公共性」7頁参照。

(8) 前掲・ベルハルト・ペータース著(徳安彰編訳)「公共性の意味」15頁参照。

(9) 前掲・ルキアン・ヘルシャー「公共性」7頁参照。

(10) 前掲・ベルハルト・ペータース14頁参照。

(11) 佐藤慶幸「1 公共性の構造転換とアソシエーション革命」佐藤慶幸等編著『市民社会と批判的公共性』所収(文真堂, 2003年)10頁参照。

(12) 前掲・齋藤純一「まえがき」齋藤純一編『公共性の政治理論』(ナカニシヤ出版, 2010年) iii頁参照。

(13) 前掲・齋藤純一「まえがき」iii頁参照。

(14) 谷口功一「立法過程における党派性と公共性」井上達夫編『公共性の法哲学』(ナカニシヤ出版)159-160頁参照。

(15) 神江沙蘭「第II部 第9章 民主的公共性形成における世論・運動・制度の役割」前掲『公共性の法哲学』191頁参照、前掲・井上達夫「公共性とは何か」8-9頁・15頁参照。

(16) 齋藤純一「第6章 公共的空間における政治的意思形成—代表とレトリック—」前掲『公共性の政治理論』101頁参照。

(17) 前掲・井上達夫「公共性とは何か」井上達夫編『公共性の法哲学』(ナカニシヤ出版, 2010年)15-18頁参照。

(18) ジェフ・ウィッティ著(堀尾輝久／久富善之監訳)「教育改革の社会学 6章 擬似市場の明示的／隠れたカリキュラム」[本章はサリー・パワーと共同執筆]147-148頁参照。

(19) 藤田英典『教育改革—共生時代の学校づくり』(岩波書店, 1997年)226頁、佐貫浩「第19章 新自由主義に対抗する教育の公共性とは何か」佐貫浩・世取山洋介編『新自由主義教育改革 その理論と・実態と対抗軸』282-283頁・287-290頁参照。

(20) 井上達夫「第1章 公共性とは何か」井上達夫編『公共性の法哲学』7頁参照。

(21) 佐伯啓思「発題VI 国家・国民・公共性」佐々木毅・金泰昌編(東京大学出版会, 2002年)『公共哲学5 国家と人間と公共性』129-130頁参照。

(22) 長谷部恭男「私事としての教育と教育の公共性」ジュリスト, 1993. 5. 1-15 (No. 1022) 76-77頁。

(23) 西原博史「教育基本法改正と教育の公共性」『教育における公共性の再構築』日本教育法学会年報第34号(有斐閣, 2005年)29-33頁参照。

(24) 西原博史「教育基本法改正と教育の公共性」『教育における公共性の再構築』日本教育法学会年報第34号(有斐閣, 2005年)33-34頁

(25) 佐貫浩「教育の公共性論—教育学の立場から」『教育の公共性と教育への権利』日本教育法学会年報第22号(有斐閣, 1993年)41頁参照。

(26) 前掲・佐貫41頁参照。

(27) 前掲・佐貫40-41頁参照。

(28) 堀尾輝久「現代教育の思想と構造」(岩波書店, 1971年)45頁。

(29) 兼子仁「教育法新版」(有斐閣, 1978年)199頁参照。

(30) 西原博史「教育基本法改正と教育の公共性」『教育における公共性の再構築』教育学会年報第34号(有斐閣, 2005年)23頁参照。

(31) 小林よしのり「戦争論」(幻冬舎, 1998年)、佐伯啓思『「市民」とは誰か』(PHP新書, 1997年)、西尾幹二「国民の歴史」(扶養社, 1999年)参照。

(32) 千葉真「発題5 市民社会・市民・公共性」佐々木毅・金泰昌編「公共哲学5 国家と人間と公共性」(東京大学出版会, 2002年)137頁参照。

(33) 山口定「序章 新しい公共性を求めて—状況・理念・基準」山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明『新しい公共性』21-26頁、山口「公共性の八つの問題群における発言」『公共哲学11 発展協議』288-291頁参照。

(34) 齋藤純一「まえがき」齋藤純一編「公共性の政治理論」(ナカニシヤ出版, 2010年) i-iii頁参照。

The Public Nature of Education

Morio Akiyama

Abstract

The public nature of education is an abstract and ambiguous controversial concept. Therefore this concept may regulate children's right to learn as magic words. Therefore, this paper is trying to clarify this concept by organizing it.

At the beginning, I show some of the abstract and ambiguous aspects of public nature of education, and show the necessity of organization and clarification. In Part 1, I grasp the public nature of education as a school which is a public space, and discuss its contents, structure and historical change. In Part 2, I will grasp the public nature of education as school attributes, characteristics, social constitution principles, norms, public values, etc. and discuss each. In Part 3, I will grasp the public nature of education in relation to the times and the context of thought such as liberalism, and discuss its relativeness. In Part 4, I will discuss the meaning and development of education publicity in Japan. In conclusion, in the democratic society based on individualism, the significance of the public nature of contemporary civic education is questioned, so clearly indicate its contents. In addition, I point out the public nature of education as the principle leading to reconstruction of schools based on civil society expected to be newly formed.

Key words: Public nature, Education, Right to learn, School, Public space, Liberalism, Civil society